

第八十七回国会 法務委員会 議 録 第三号

昭和五十四年二月二十七日(火曜日)

午前十時二十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 文生君

理事 青木 正久君

理事 濱野 清吾君

理事 西宮 弘君

理事 沖本 泰幸君

理事 稲葉 修君

理事 篠田 弘作君

理事 福永 健司君

理事 飯田 忠雄君

理事 三池 信君

理事 小林 正巳君

出席國務大臣

法務大臣 古井 喜實君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務大臣官房司 枇杷田泰助君

法務大臣官房副長 伊藤 榮樹君

委員外の出席者

最高裁判所事務 大西 勝也君

最高裁判所事務 勝見 嘉美君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

最高裁判所事務 岡垣 勲君

川崎 寛治君 西宮 弘君
大原 一三君 小林 正巳君

二月二十六日

國籍法の一部を改正する法律案(横山利秋君外
五名提出、衆法第五号)

民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関
する法律案(内閣提出第四五号)(予)

同月二十一日

刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を
定める法律案(反対に附する請願(横山利秋君紹
介(第一二六号)

同外一件(馬場猪太郎君紹介(第一二七六号)

民法第十一條の改正に関する請願(住業作君紹
介(第一一七五号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会設置に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内
閣提出第三号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

小委員会設置に関する件についてお諮りいたし
ます。

証人及び証言等に関する調査を行うため、小委
員十三名より成る証人及び証言等に関する小委員
会を設置したいと存じますが、御異議ありま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきまして
は、委員長において指名したいと存じます
が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報
をもってお知らせいたします。

次に、小委員及び小委員長の辞任の許可、補欠
選任に關しましては、委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所大西総務局長、勝見人事局
長、岡垣刑事局長から出席説明の要求があります
ので、これを承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報
をもってお知らせいたします。

次に、小委員及び小委員長の辞任の許可、補欠
選任に關しましては、委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 お諮りいたします。

本日、最高裁判所大西総務局長、勝見人事局
長、岡垣刑事局長から出席説明の要求があります
ので、これを承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

うな傾向をたどってきたかということ、あらか
じめ通告しておいたのですが、簡単にお答えを願
いたいと思います。

○大西最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねが
ございました最近数年間の裁判所職員の増員の状
況でございますが、五年前の昭和五十年からとっ
て申し上げたいと存じます。

これは、純増ということで、裁判所職員定員法
上増になりました数ということで申し上げますと、
昭和五十年が二十六、五十二年と五十二年が
それそれ二十、五十二年が十八、五十四年が十
七、以上のような状況でございます。

○西宮委員 私は、裁判所から政府の方に——政
府の方というが、予算の関係では大蔵省というこ
とになるでしょうが、いわゆる予算要求として何
名増を要求しておったのか、それも聞かされても
うように言っておいたのです。

○大西最高裁判所長官代理者 それではもう少し
詳細に申し上げますと、昭和五十年の要求が四百
四十六、五十一一年が三百五十四、五十二年が百七
十、五十三三年が百二十八、五十四年が百十三。そ
れから増加人員を申し上げますと、五十年が七十
四、五十一一年が六十八、五十二年が五十二、五十
三年が五十、五十四年が四十八。なお、いわゆる
分がございまして、それが昭和五十年がマイナ
ス四十八、五十一一年も同じくマイナス四十八、五十
二年と五十三三年がそれぞれマイナス三十二、五十
四年がマイナス三十一というふうなことで、先ほ
ど申しましたような純増という結果が出てくるわ
けでございます。

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

○西宮委員 その定数の問題について、いろいろ
問題があるのじゃないか。要求する数もだんだん
に減ってきているというふうなところにも、最高
裁の姿勢として問題があるのじゃないかというふ
うに私は思うのですけれども、それとあわせて、

数の問題も私十分質問をしたいと思うのですけれども、都合でこれは後に譲りまして、私は質の問題ということでお尋ねをしたいのです。

これは、あるいは法務省の方からお答え願ってもいいのですが、旧刑法では、裁判官の賄賂というのを普通の官吏よりは特に重く罰することになっていましたね。それは裁判官の職務の特殊性からきておったのだと思いますけれども、この問題は、今度の新しい改正案の審議、法制審議会等では、そういう問題は話題にはなっていないのかどうか、つまり、同じ賄賂でも、他の公務員よりは裁判官の場合は重く処罰される、そういう特殊性を重く見る、そういう考え方があっていいのじゃないかというふうに思うのですが、どうでしょう。

○伊藤(衆)政府委員 御指摘のように、公務員の職務は多岐にわたっておりまして、その中には、一般世間から見ても非常に重要な職務であり、いささかの疑念も生じさせてはいけないような職務もあるわけですが、個々の職務に関して区別をして法定刑を定めようという事は、現在、刑法全面改正の過程では考えられておりませんが、いかなる事態にも見合うような十分な法定刑を定める、その範囲で裁判所の健全な裁量にゆだねよう、こういう態度でございます。

○西宮委員 浦辺衛という人の「ある裁判官の回想記」というものの中にも、われわれ先輩に感謝をする、というのは、裁判官なるものは非常に姿勢を正しくして、特にそういう問題について今日まで間違いを起こさなかったということについて、それは大変先輩に感謝をするという意味で回想をしていますが、確かにそうだと思いますね。

いわゆる取賄事件なんというのはきわめて少ないという事は確かにそのとおりで、また、これがあつたら司法に対する信頼だけではなしに、もう何もかも信頼するものがなくなってしまうのだから、それは当然だと思うのですけれども、ちょっと新聞をめぐって見て、ちょうど十年ほど前

に、これは大阪だったと思うけれども、裁判官が取り調べの警察官に金を渡したというので、裁判官が退職を命ぜられておるといふのがあつた。判事が警察官を招いて金を渡すという、ちょうど十年前の四十四年十二月二十八日の記事ですけれども、それなどを見ると、ただ、この裁判官は請託はしていない、あつせん取賄にはならない、こういうことで、単なる依頼退職になつてゐるのですけれども、もつた方が論旨免官ということになつておつて、何となく私も釈然としなない気がするのだけれども、さつき私は、裁判官の場合には普通人よりもむしろ厳しくするのが当然だろうということを言つたのは、そういう事実に関連をして言つたわけですね。しかし、いまその説明をお聞きしようとは思いませんから、そういう点について、これが裁判官の伝統であるならば、このよき伝統をさらに一層かたく守つていくという姿勢を、ぜひ要望しておきたいと思つた。

この間の、いわゆるグラマン問題に関連する証人喚問の際に、有証証人が、私は昭和三十八、九年ごろから四十二、三年にかけて、良心に恥じるいやな思い出がある、こういうことを言ひましたけれども、実はわれわれ国会人も、その当時には良心に恥じるいやな思い出があるわけですね。

それは、共和製糖事件とかあるいは台湾バナナとか、そういう問題が非常に世論の非難を浴びて、国会はついに四十二年十二月二十七日にいわゆる黒い霧解散という事で解散に追い込まれる、こういうことになつたわけですが、このとき、当時の総理大臣でありました佐藤栄作さんは、国会の答弁の中で、最近の日本の政治は狂つておる、こういうことを述べておるわけですね。

けれども、一方、幹事長であつた田中角栄さんは、調査や公表は慎重にすべきであるという発言をしておるの、その二人の発言を聞いても思い当たる節があるわけですね。

そこで法務大臣、率直なお尋ねで失礼かもしれませんが、田中さんに對して、法務大臣はどういうふうに考えておられるか。要するに、い

まは刑事被告人になつておるわけですから、あくまでもそういう立場で厳しく臨んでいかなければならぬというのが当然だと思うのだけれども、ひとつ基本的な考え方をちょっと述べていただきたいと思つた。

○古井(衆)國務大臣 総理の地位にあらうが、あつたであらうが、だれに對しても法は公正でなければならぬことは申すまでもないわけでありまして、だれだから、かれだからというやうな、そういう違いはあつてはならぬ、これは当然のことだと思つております。

ただ、いまのロッキード関係から申しますと、問題はもういま裁判所に移つておるといふわけでありまして、向こうの処理する範囲でありますので、きょうわれわれの方の關係では、どうこうするといふ余地もないやうなわけでありまして、これは申すまでもないことでありますが、そういう段階でありますので、お含み願ひます。

○西宮委員 その点はあくまでも厳正に、また峻厳におやりになるのだらうと思つたけれども、私も、少し取り越し苦労かもしれないけれども、若干不安を感じるの、田中さんは日中国交回復に非常な努力をした人だ、そういう点では日中国交回復の功労者だといふふうに見られておる。恐らく古井さんなどもそういう見方をしておるのではないかとと思ひますが、そういう点を非常に評価をして、田中さんに対しては、特別に好意的な気持ちを持っておるのじゃないだろうか、そういう心配をしておるの、私一人ではないので、そういう点について、もう一遍大臣の考えを聞いておきたいと思ひます。

○古井(衆)國務大臣 それとこれとは話が別というやうなわけでありまして、悪いことをしたなら、それは悪いのですけれども、さらばといつて、他の功績を抹殺してしまうといふことは、私は間違つておると思つたのです。それはそれ、悪いことは悪いこと、そういうふうに見えるべきだと思つたのでありまして、これをこつちやにして考えるのはどうかしらん、私はそういうふうと思つております。

す。

○西宮委員 古井法務大臣は、大臣に就任されたときの記者会見で、特に罪を受けた者にも思いやりを持たなければならぬといふことを言つておられる。これは一般論としては私も大賛成です。法を犯した者に對しても深い思いやりを寄せなければならぬといふことは、一般論としては十分理解できるのだけれども、ことさらにこういうことを言つてゐることが、何かいまの田中さんと親しいといふやうな点から、よけいな憶測をしたくなるのでありますが、これ以上聞いても、恐らく、その点についてはそういう気持ちはないといふ、さつき答弁の繰り返しになると思ひますから、あえて聞きませんけれども、世間で、大変俗な言い方だけれども、ほれた女には、相手が身を崩すやうになつても一生離れられないといふやうなことをよく言うのです。そういうことで、そういう個人的な感情が入ると大変だといふことを、私は特に指摘をしたいと思つた。

そこで、当面問題になることに檢察官の人事異動がある、あるいは裁判官も同様だと思ひますが、人事異動がある。これは昨年の暮れの読売新聞だと思ひましたけれども、田中さんは、檢察官の人事異動について非常な関心を持つておる、あるいは非常に憂慮しておる、こういう意味の記事が新聞に載つておつたのです。検事総長も四月には退官しますから、当然、一連の檢察官の人事異動があると思つたのだけれども、そういうときに、いやしくも世間からそういう意味で不安を感じさせるやうな人事が行われたら大変だと思つたので、そういう点についてのお考えを聞かしてください。

○古井(衆)國務大臣 お話しのやうに人事は非常に大切でありまして、これを間違へますと、後かれこれ言ひましても、また個々の仕事にあだこつだ申しましても、なかなかうまくいかぬもので、人事が一番大切だと思つたのであります。でありますから、檢察官にいたしましても、本當に公正な人事をしなければならぬ、われわれも

一々詳しく事情に通じておるわけでもありませんので、格別いろいろな角度から実情を把握しまして、最も公正な人事をやりたい、これだけは私は、他にも増して大切に思つて念願をしておることであるので、そういうふうな御承知をお願いしたいと思います。

なお、ついででございますけれども、お尋ねじやなかつたのですが、別に罪を犯した者だからといって、いわば泣いて馬鹿を切る、人間愛がなければいかぬというようなことを私が言つたということ、これが田中という人と関係があらはれないか、絶対にありませんよ、そんなことは。そうじゃなく、一般論を言つておるのであります。檢察とか、権力に携わつてゐる人々は、格別国民の立場というものに考慮を払わなければいかぬと私は思つておるのであります。権力的、独善的になつてはいかぬと私は思ふのです。だから、その点は、機会あるたびに、部内の人にもそのことを申しておるのであります。公正でなければならぬが、同時に、いわゆる独善的になつてはいかぬ、これはだれが考えてもそうじゃないかと思ふのです。これは何ば繰り返しても足らぬぐらいに私は思つております。そういう意味でありますので、そこを取り違えないようお願いいたします。

○西宮委員 その点は、特に強調された後段の方です、私も、さつき申し上げたように一般論としては大賛成でありますから、ぜひそうあつてほしいと思ふ。そして、それが田中角さんと特別な、それを意図して、それを意識して言つたのではないということ、私も顔面どおりにお聞きをいたしますから、ぜひそういうことで……。そして檢察人事についても、あくまでも厳正公平、さつきお話しのとおり、いやしくもそういう点で国民の疑いを持たれないように、これは重ねてお願いしておきたいと思ひます。

例の黒い霧という問題が続いたときであります、昭和四十三年の日通事件のときに、当時の代議士だった池田正之輔氏が、当時幹事長だった福田赳夫さんと、それから検事総長の井本吉吉さん

とを呼んで、新橋の高級料亭の花蝶というところで一緒に食事をしたということが、大変世間の非難を浴びたわけですね。これは池田さんが逮捕される少し前だったと思うのだけれども、とにかく、あの問題が非常にやましい問題になつてゐるその真つ最中に、福田幹事長と井本検事総長が、その問題の人物、池田正之輔氏と一緒に会食をするというふうなことが大変問題になつた。

そこで、一般世間のこのやうな非難を浴びたわけですが、檢察の仲間でも、たとえば東京地検の当時の次席検事であつた河井信太郎さんですね、この人なども先頭に立つて非難をした。その他、現場における檢察官などは、みんなそれぞれやういふ立場だつたと思ひますが、いわば、その首頭取りみたいなのが河井さんだつたということ、で、この人は後で最高検の検事に一遍回つて、それから後は地方回りがずっと続いて、とうとう東京に歸る機会が全くなかつたといふことで、世間では、これを称して復讐人事と言つておつたわけですね。新聞などでは、それを称して復讐人事といふことが言われておつた。

こういう復讐人事といふやうなことが、ことに今度のロッキードの問題で、もし檢察官が仮に負ける、田中の方が無罪になるといふやうなことにでもなつたらば、そのときはどうも復讐が行われるだらうといふやうなことが、その他等々、檢察官なり裁判官なりに對して、すこい復讐があるだらうといふやうなことが、またの話題になつてゐるわけですね。私は、だから、さっきの日通事件に關連する復讐人事といふやうなことが、また繰り返されるというやうなことがあつたら、まことに大変だと思ふので、そのことを強く要望しておきたいと思ふ。さっきの答弁で基本姿勢はよくわかりましたから、これ以上言ひませんけれども、ぜひその点は繰り返して強調しておきたいと思ひます。

裁判官も、最高裁の長官が近く交代をされるので、それに関連して人事が行われると思ふのです、これまた新聞記事などによると、恐らく田中

被告は、第一審では無理じゃないかと、もうあきらめてゐる、したがつて、今度は第二審でがんばろうといふつもりでおるのではないか、そのために、第二審つまり高裁の裁判官の人事について非常な関心を持つてゐるというやうなことを、これまで新聞等で報道してゐるのだけれども、裁判官の人事にやういふことがあつてはならないと思ふので、これは最高裁の方でありましようが、ぜひ一応最高裁の態度を聞いておきたいと思ひます。

○勝見最高裁判所長官代理者 高等裁判所判事以下にわたる下級裁判所、高等裁判所判事も含まれますけれども、下級裁判所の裁判官の人事につきましては、西宮委員つとに御承知のとおり、最高裁判所におきましてつくりました名簿に基づいて、内閣で任命していただいておりますわけでありまして、補職については最高裁判所が全責任を持つて行つてゐるものでございします。

裁判官の人事については、申し上げるまでもございしませんけれども、えこひいきのあるやうなことは絶対にいたしてはいないつもりでございします。今後とも、公正な人事を最高裁判所の裁判官會議にお諮りしたいといふやうに考えております。

○西宮委員 私は、大臣にちよつとこういう提案をして、大臣の見解をお聞きしたいと思ふのですけれども、最高裁の長官あるいは判事です、これを指名をしたり任命をしたりするといふのは、いま内閣の責任で行われてゐるわけですから、私も、私も、かつてあつたように審査会、審議會といひます、さういふものを設けて、各方面の学識経験者、さういふ人々を集めた審議會、審査会といふやうなものを設けて、そこで、ある幅のある候補者を、人数に幅を設けてこれを答申をして、内閣がその中から指名をしたりあるいは任命をしたりといふやうにする方がよいのじゃないかといふやうに考へてゐるのですが、大臣、いかがですか。

○古井国務大臣 最高裁の人事の公正を期するた

めに、審査会のようなものをつくるという問題は、前もあつたし、きょうもさういふ議論もあることを承知しております。

さういふやり方、方法といふものは、それは検討の価値はあると私は思ひますけれども、きょうこの最高裁人事が非常に乱れてゐるとか不正であるとか、さういふ現実問題にぶつかつてゐると思ひますので、一般論として、さういふ保障が与えられることはいいじゃないかといふ意味において、さういふことは検討の価値はあると思ふのです。きょうのすぐの問題といふことでもありませんし、それから、すぐ右から左にやるとなつてもつくれるものでもありませんし、まあじっくり、これは皆さんもまたわれわれも、検討をお互いに思つております。

○西宮委員 大臣は、きょうの問題ではない、いま直ちに決定できるという問題ではないけれども、十分検討に値する問題だといふやうな答弁で、私も了解いたします。

これは、大臣は議會歴も非常に古いので御承知のとおりですが、昭和二十二年には、さういふ制度を吉田内閣のときに設けたわけですね。そして、第一回の長官あるいは判事の選任はこの機關によつて行われ、その後廃止になつてしまつたが、二十六国会にまた再度提案をされてゐるわけですね。ただ二十八国会に國會が解散になつて、それで流れになつてしまつた。それでさういふパアになつてしまつたわけだけれども、日本の最高裁の長官といふ地位はきわめて大事な立場でありますから、慎重にも慎重を期するといふ点で、十分関係者の意見を吸収できるやうな機關を設ける、審査会のごときものを設けるといふことは、大いに私はプラスになるというやうに確信をしております。ぜひ積極的に前向きで取り組んでもらいたいと思ひます。

同じやうな意味で、例の最高裁の判事の資格を審査するといふのを、いわゆるバツテンをつけて、罷免を必要とする、罷免をさせたいといふ人

については、バツ印をつけて投票をするというところが行われておるわけだけれども、バツ印のない者は信任されたものとみなすという規定になっておる。しかし、これはきわめて実情に沿わないわけです。大臣も恐らく、地方におられて始終そういう苦情を聞いておられると思うのだけれども、とてもわかりもしないし、何も書かないでおけば、全部それがフリーパスしてしまうというのはおかしいじゃないかという意見は、どこへ行っても、その声は満ち満ちていると思うのですよ。

だから、私はこれも改めて、罷免させる者にはバツをつける、それから信任する者については、罷免させない者についてはマルをつける、何もつけられないものは棄権とみなすというふうな制度に改めるのが当然だと思ふのですけれども、大臣いかがですか。

○古井国務大臣 いまの国民審査の問題であります。いまの制度については批判の意見があることもよく承知しております。しかし、これはほとんどよく研究してみませんと、バツテンをつけないうち、それからマルもつけぬという棄権もすいぶん出てくるかもしれぬ。これはみんなだめだ、こういうことになる案ですね。どういふことが起こるか。これはきょうの実情から言ひまして、どういふ結果が起こるものかなども、よく検討してみないと、理屈から言うと、マルをつけ、バツテンをつけ、両方をつける、棄権をするというのとは、一番筋が通っているように思ひますけれども、これはよく慎重に研究してみなければいかぬじゃないか、軽率には結論を出してはいけないのじゃないかというふうには思ひます。

○西宮委員 大臣が、どういふことが起こるかからぬ、そういう心配は、たとえばこういふことだと思ふのです。マルもバツもつけないうち、どういふ人がたくさんあつた場合、そういう票が多かつた場合にはどうなつてしまふんだ、つまり、いまの全国の有権者の中で、棄権者が非常に多い、そういうときにどうなるんだ、そのようになるかが心配だというのは、恐らくそういう点だろう

と思う。だから、それならば全国の有権者の何分の一以上の投票があつたら有効だ、それをかなり低い方にそのレベルを決めておけば、私は、そういう懸念は恐らくないと思う。したがって、そこではかなりそのレベルを下げておいて、それだけの投票があれば有効とみなして、そうすれば、あとはマルが多ければ信任、バツが多ければ罷免というふうにつくつておけば、決して心配はない。だから、たとえばそのレベルをどの辺に置くかというふうな問題等は、これは大臣おっしゃるよう

に、慎重に検討しなければならぬ。それじゃ、二つをあわせて、もう一遍大臣に御所見を聞いておきたいと思ひますが、さきに申し上げた最高裁の裁判官、長官に対する選任について審査会を設けるとか、あるいはいまの国民審査の際のやり方ですね、この両方とも、私も、そうするのが当然だ、その方がはるかにベターだというふうには考へてゐるのだけれども、大臣も、細かい問題は十分検討しなくてはならぬけれども、少なくともその方向については十分理解ができて、前向きな立場で検討するといふふうには、大臣のお考えを私、了解しておいてよろしいかどうか、もう一遍お聞きしたいと思ひます。

○古井国務大臣 いまの国民審査の方の問題ですけれども、これは裁判所の人事、司法権、その根源は国民にある、こういう理論を通さなければいかぬ点がある、国民審査といふものがあるのだと思ふのです。任命のときに関与しないのですから。

これは、理論としてあつたものがあるのだと思ひますけれども、実際は、国民の投票する人から見ると、よくわからないで、本当に難儀してゐるのです。最高裁の判事、いひの悪いのか、ですから、あの状況から見ますと、棄権者はほとんど最低点を決めませんことには、棄権者が非常に多くなるのじゃないかという感じが私はするのです。統計をとったわけじゃありませんけれども、そういうことを思ひますと、これは、軽々に問題を提起しても、どういふものだろうか。

私は、そういう意味で、あれが大変満足なもの、きょうの制度が満足なものと思ふわけでもありませんけれども、これは取り組んでみるといふのはなかなか勇気が要るのじゃないか、非常な冒険がここにあるのじゃないかという気が、これについて、私個人は濃厚なんです。多少そこでは、前の問題とは度合いの違ひが、どうも少し私には残るのであります。正直に申しまして、まあそんなことであります。

○西宮委員 前の問題とは度合いが違ふ、つまり第二の問題の方は、簡単に賛成できないという御意見であつたと思ふのだが、前の問題について大臣が評価をしてくれてゐるということ、私は大変結構なことだと思ふのです。

ところで、いまの第二の問題も、いま大臣も、非常に難儀をしてゐる、これは地方の実情を大臣も始終ごらんになつてゐるでしょうから、だれにバツをつけていいかわからぬということで大変に難儀をしてゐる、それは確かに実態だと思ひます。つまり、あれだけの十五名の裁判官を挙げられても選任のしようがないといふのが、国民の、まあこれはほとんど全部の気持ちであるといふことだけは間違ひがないと思ひます。

そこで、そのレベルをどこに置くかといふようなことが重大問題で、軽々に判断できないといふお話で、それも私わかりますけれども、とにかく国民の大半が知らないで、知らないままに継続されてしまふ、信任されてしまふといふのはまことに理屈に合わない。だから、それは当然に知つた人が、いい人ならいい人、悪い人なら悪い人といふふうには判断のできる人が判断をして、そこで初めて投票の効果といふか、投票をする理由が出てくる。だから、たとへば数が少なくとも、だれか知つた人が投票して判断するといふことが絶対に必要なので、知らない人が黙つてゐてそのまま、いいか悪いのか、とにかく既定の結果がただ機械的に出てしまふといふことは、これはまことに私はおかしい制度だと思ふのです。

だから、大臣が言われたように、軽々にレベルを決めたり、またその他軽々な取り扱ひは適當ではないといふことは私もよくわかりますから、これは慎重には慎重を期してやらなければ問題だと思ふけれども、少なくともそういう点について、まさに第一の問題も第二の問題も検討すべき時期に来ておる、検討するまことに重要な問題だといふことだけは、御認識をいただけたと思ふのですけれども、もう一遍その点だけ聞かしてくだ

さい。

○古井国務大臣 まあ検討すべき問題ではありましようけれども、第二の問題は大体もう見當がついてしまふような気がするのです。大づかみに全体論が。それだから、無責任に、いやこれは検討しましやう、こういうことまで申し上げるには、もう少しこつちが考へてみないといけないような気が、正直に言つてするのであります。それを申し上げたやうなわけであります。

○西宮委員 いずれにしても、第一の問題も第二の問題も、ぜひさらに検討してもらいたい。私どもも、これをできるだけ正式の議題にして議論をしていきたいと思ひますから、そういう態度で臨んでいただきたいと思います。

この前の本委員会の際に、私の方の横山委員から、この間のようなグラマン、ダグラスあるいはロッキード、そういう問題が再び起こらないように、その予防措置として、いろいろなことをやらねばならぬといふことで、何項目か挙げて大事な問題を指摘したわけですが、私は、大臣に一つだけ何つておきたいのは、いま提案されてゐる刑法の改正ですね、これは政府が提案してゐる。これだけは少なくともこの国会で成立をさせるという決意を持つておられるかどうか、聞かしてくだ

さい。

○古井国務大臣 五十一年に、あのよういろいろ研究されて、せんじ詰まつて賄賂罪の改正問題が残つて、この提案を當時からされてきておるといふのが実情であります。あれはせんじ詰まつた結論のようなものであります。これは大切に尊重しなければならぬと私は思ふのです。この

経過から見ても、それからまた、きょうのこの目の前の状況から見まして、尊重して何とか成立をお願いしなければならぬというふうに思っております。

ただ、もっとたくさん、いろんな防止対策というものを考えなければいけません。特効薬一つで、これでも大丈夫だ、そう簡単にかぬので、私は、もっと面を上げて、再防止対策というのは考えなければいけません。そういうふうに思っております。複合的に考えていかなければいけません。かぬじゃないかという気がしてあるのであります。

これは、ある段階には政府全体の問題として、再防止対策をどうするかということに取り組みなければならぬと思っております。であります。きょうの段階は、当面のこの事実を究明することが第一でありまして、それもまだ中途というか、山を越しているか越していないかわからぬようなところで、すぐ次の再防止でござる、そういう行き方は、私はどうかと思うのです。やはり、いまのやるべきことをまずやるということが第一だと思っております。

それから次の問題も、それは必ず考えるけれども、ごっちゃにして、いまの目の前の問題をお茶濁しするようになつてはいけません。私は、そう思うのです。ですから、これは時期を見て、この問題は政府全体としても本腰を入れて取り組む、きょうからその準備を内部的にはしていき、こういうことのように私は思っております。

○西宮委員 同じようなことをこの前も答弁しておられたけれども、いわゆる防止対策という方向に走ってしまつて、それでいまの事態の解明をお茶を濁してしまつたというふうになつては大変だ、これは全くそのとおり、それは私も完全に同意見です。しかし、これまた下手をすると、そういうことを言っていて、だんだん時間がなくなつてしまふ。そのいわゆる防止対策なるものも、大臣は、ある段階、ある段階ということをしきりに言われたけれども、いつの段階か知らない

が、とにかくうやむやになつてしまふ、そういう危険性が私は多分にあると思うのです。

たとえば、この前ロッキードの事件が出た際には、閣僚協議会で防止対策を、たくさん項目を挙げて決めているのですが、それききほんどやられておられない、ほとんど全く手がついてない。そして出されてきたのは、この刑法の改正ですね。ところが、これは政府が提案しながら一向に進捗していないという状況なので、だから私は、いま、さしあたり大事な問題はいまの事件の究明だ、これも大臣のおっしゃるのとおりです。あるいは、単に刑法の改正だけではなしに、もっと総合的な対策をつくらなければならぬというの、大臣のおっしゃるのとおりです。しかし、そういうことを言っている間に、やるものもやらないうで過してしまふ。いまの刑法の改正案は、昭和五十二年の五月二十四日に提案されているのですから、もうちょうど二年になるわけですね。たなざらしになっている。これをどうしますかというところをお尋ねしたので、もう一遍、その一点だけお答えください。

○古井国務大臣 これは、さっきも申しましたように、すでに提案をして審議を願つておることでもあります。きょうこの問題は消えてしまつたとは思われぬのであります。引き続いて、これが成立を図りますように、われわれの方も皆さん方にお願ひをしていきたいと思つております。

お尋ねは、ただそこだけの話でありましたけれども、これはただ犯罪の追及だけを考へて、それだけで一体きょうのわれわれの問題の再発を防止できるか。もっと面を上げて、私は考えなければいかぬと思うのです。無論、犯罪はきりぎりの問題ですから、その点についても、もっと突っ込んで研究しなければなりません。行政部内に、犯罪とまではいかぬでも不正、不当がないようにするにはどうしたらいいか、これは非常に大きな問題です。それも考えなければならぬ、犯罪とはいきません。

それから経済界の方についても、経済の活動、

企業の活動を余り縛つたりするのは、活力を失わせていくので考えものだと思います。いわゆる角をためて牛を殺すことになつてはいけませんけれども、倫理的なミニマムというものは守ってもらわなければならぬ。それは企業活動にもあるのじゃないか、その辺はどうなんだ、政治だけが悪いと言つて、それで済む話か、そういうように経済界の分野においても私は考えるべき問題があるのじゃないか。これも大事な面のように思つてです。

でありますから、あれがどうこうと言うより、もっとまた面を上げて考えないと、これで済みましては再防止はできない、そう思うのであります。くだいようであります。

それから、よいこととありますけれども、新聞などの人々も、社会党もそうなのですが、再防止のことをきょうにぎやかに言つておられる。きょうの問題はどうする気か。もう次に行つてしまふ。きょうのはどうでもいいのか、もう投げてしまつたのか、熱しやすく冷めやすくては困るのであります。ですから、世論の空気というもの、この両方のことをよく考へて、その空気が冷めてしまふようにしてもらわねと、再防止という問題も消えてしまふのじゃないか、いまからそつちばかり騒いでしまつて、こういう気もするのではありませんか、われわれの方もそうですけれども、みんなの問題として、きょうの問題、それから再防止の問題、両方考へていく、消えないように考へていくことにしなければならぬと思つております。

○西宮委員 私も同じことを繰り返すことになるのだけれども、大臣のおっしゃることは、私も一〇〇%理解もでき賛成なんです。ただ、いまわれわれは、再防止の方に問題を移行させてしまつて、いまの問題をなおざりにするというような気持ちは無論毛頭ない。したがつて私は、その再防止の問題も数多い対策がありましようけれども、ほかのことは何にも、一言も言つてないわけ

です。

そして、このせつかく政府が提案した法律さえも、今日まで滑つた、転んだと言つて審議をしない。これはまことにこつけないわまる、あるいはまことに不誠意そのもの、こんなばかげたやり方はないと思うのです。政府が提案しておきながら、それを全然取り上げない。だから、その一点はどうなんですか、私のお尋ねしたいのはそれだということ。私は、ほかのことは何にも言つてないのです。その一点だけをお聞きをしておるのです。それはそのつもりでやりますというお答えのようだけれども、あと続いて、その他広範な対策だとか、あるいはいまはその時期ではないとか、そういうことをつけ加えて長々と答弁される。したがつて、これはやりやすという最初のいきつにも、何となく私はまゆにつばをつけて聞かなくてはならぬというような気持ちになるわけ

です。

これは大臣、前の大臣のときではありますけれども、こう言つて提案をしているのです。昭和五十二年の五月の二十四日ですが、「近時、贈収賄事件が増加し、かつ、悪質化する傾向にある実情にかんがみ、この種事犯に対し、事案に応じた適切な科刑の実現を図り、かつ一般予防効果を期するため、きわめて緊要なことであると考へ」と、これは当時の福田一法務大臣の提案理由の説明です。

さらに、この問題について与党の側から質問があつて、それに対して伊藤刑事局長は「贈収賄罪の発生、検査状況を見ますと、逐年、刑法犯一般につきましては横ばいないし減少の傾向にありますのに対して、累増の傾向にございます。つまり、刑法犯一般は横ばいしないしだんだん減つていく。にもかかわらず、贈収賄だけは累増の傾向にあります。こういうことを言つておる。」「逐次発生が予想されます多額の収賄等の悪質な事犯につきまして、その事犯に即した量刑を行うという必要性が痛感されるわけでござります。」「収賄罪の多発化を防遏し、一般予防的な効果も上げる

ることによって、それができる、こういう意味ですね。「さらに副次的効果といたしまして」、「公訴の時効期間が従来の三年から五年になる、こういうことになるわけでございまして、これらを総合勘案いたしますと、今後における公務員の綱紀の肅正のために相当な寄与をなし得るものではないか」と考えております、こういう刑事局長の答弁なんです。

だから、これは刑を引き上げると同時に、その時効の点に大きく影響するわけです。今日、ロッキードにしてもグラマンにしてもあるいはダグラスにしても、非常に問題になるのは時効の問題なんです。時効にかかって逃れてしまふ。さっき大臣は、犯罪になるものだけではないに、犯罪とはいかないけれども究明しなければならぬ問題がある、こう言われる。これは私も全く同意です。ところが、時効にかかった人たちは、いわば堂々と犯罪を犯しておる。たくさんいる。そういう人があるわけです。たとえば岸信介さんとか、ああいう人は古い人ですから、時効という問題になったら、完全に時効にかかってしまふでしょう。そういう時効の問題というのは非常に重大な問題です。いま大臣の言われた、犯罪にはならないけれどもきわめて悪質だというのは、十分該当するわけです。

だから、それをするために、こういう法律を提案するのだ、ぜひ御審議を願いたいということ、を、当時の法務大臣が提案をしておきながら、全然与党の側ではこれをやろうという意思がない。これが少なくとも今日の状態だったわけですね。古井法務大臣ではなかったけれども、今日までの状況だ。だから、古井法務大臣は、少なくともこの一点だけは国会中に成立をさせます、こういうことを明確に言っただけだと思つて、もう一遍お答えください。

○古井国務大臣 先ほど来申し上げておるとおりであります。政府側の考え方というものは少しも変わってはおるわけではありません。これは国会の審議の問題でありますから、実を言うと、私の

方を責められるというのはちょっとびんとぬの、国会で審議していただきたい、こういうことなんです。ですから、こっちの方はこっちの方ですけれども、国会の方でどうぞひとつよろしく願います。

○西宮委員 政府の方針は変わりがないから国会で審議をしてくれ、形式的にはその答弁でいいと思ひますよ。しかし、これを進めるか進めないかというの、古井喜實さんが所属している自民党の態度なんですか、その与党が少なくとも今日までは全然これを進めようという意思がないわけですね。われわれ野党の側から、せっかく政府が出したものを審議をしないのはおかしいじゃないか、こういうことで追及しても、これに適當な答弁をされて、とにかくその審議をする意思がない、こういうことで、だから国会が審議をできないわけですね。確かに形式論としてはいまおっしゃったとおりです。おっしゃったとおりだけれども、その国会なるものは、多数を占めているのは与党であり、古井喜實さんが所属している政党なんです。その政党にそういう意思がなければ、これはにっちもさっちも動かないわけですね。これは古井代議士が、大分古い時期でありますけれども、昭和二十九年にお書きになったもので、私も昭和二十九年にお書きになったところが多いわけですが、毎年毎年非常にりっぱな、いろいろ国会の審議状況その他、古井さんの考え方ですね、こういうものを出版をしておられる。とてもわれわれにはこんなまねができません。私も非常に恥ずかしいと思つたので、私もそのお書きになった「国会生活第二年」というものの文章です。

いまわしい政界官界財界の空前の汚職疑獄が国民の前にさらけ出された。恥づべきことであり、恥かかしいことである。戦後いかに国民道義が頹廃したといつても、少くとも公の地位に立つ者にかかる醜実が大規模に行われたとすれば、弁解の余地がない。われわれは現に起つたこの事実に対し、徹底的に肅正の誠意と実を示

すと共に、これを天の戒めとして、いわゆる禍を転じて福となすべく、将来に対し、再びかかる不祥事が起らぬよう、抜本塞源的な法制の改正をも行うべきである。これはいわゆる造船疑獄などのときのことを指しておられると思ひます。

遂に自由党佐藤幹事長逮捕問題となつた。吉田内閣は法務大臣の指揮権発動という最後の手段で検察当局を押えてしまつたのである。驚くべき暴挙である。私は、自由党は同じ保守陣営に属する友党であり、重大危局を乗切つるために協力すべき相手だと思つてゐる。併し不正と暴力だけは、たとえ親であつても兄弟であつても許すことはできない。自由党の多数をたのむ暴力的政治に対しては断乎戦わなければならない。

こういうことを述べておられるわけですね。まだ、いまの自民党が合同する前でありましたが、その自由党の幹事長ないしは法務大臣が指揮権を発動したという点を非常に強い言葉で非難をしておられる。これは全く当然だと思ひます。これが昭和二十九年なんですよ。それならば、何とかいゝゆる災いを転じて福となすというやうなことが、今日実現されておつてしかるべきではないか、与党の大事な役割りを果たしてこれらしたのであります。

あるいは、これは昭和三十八年にやはり同じやうなものを出しておられる。そのときの中にも、社会保障の完備や教育の振興のためには、政治の姿が正しくなければならぬ。汚職や疑獄がつきまとう不潔な政治や、派閥や圧力団体が跋扈し、金と力が支配し、道徳が影を潜めた歪んだ政治の下で、弱い社会階層の幸せを圖る政策が健全に発展できるだろうか。政治の刷新向上が基本である。

こういうふうになられておる。まさに一〇〇%のことだ、私どもも感銘を深くするのであります。昭和二十九年から数えるとすいぶん時間がたつ

ているのだけれども、本来ならば、まさに災いを転じて福となす、そしてもう二度と再びこういうことが起こらない、そういう体制が今日できておるべきは、さう思ふのだけれども、それができていない。まことに残念だと思ふのだけれども、ひとつ御所感だけ聞かせてください。

○古井国務大臣 まことに無力であることを恥じるだけでありまして、同じことをいまでも思つておるのでありますけれども、そういうふうな思い、行動しておりましたおかげかどうか、何年か冷や飯ばかり食つて暮らしてきておるといふ状況でございまして、はなはだどうも無力であつたことを恥じておる。けれども、私自身の信念とか考へは、冷や飯食おうがどうしようが、変わるころは一つもありませんので、同じことをきょうも思つており、ただ微力であるというだけのことです。

○西宮委員 微力をかこつてこれたというお話であります。いまやまさに最もそれに適當するすいすいにつかれたわけですね。ですから、いまこそこの昭和二十九年以来の悲願を達成されるべきだと思ふ。ぜひ今度こそやっていたきたいと思ひます。いかがですか、現在の決意は。

○古井国務大臣 だんだん御質問も幅が広がつてきたように思ひますが、幅を広げた話といたしまして、何とか政治の倫理というものを取り戻せないうものか、いま大事な時期じゃないかと思ひます。政府の部内では、微力ではありますが、できるだけのことを努力していきたい、そう思つております。

○西宮委員 私は、もう一点、恩赦の問題について、ちょっとお聞きしておきたいと思つたのです。細かい技術的な問題じゃありませんから、大臣にお答えいただきたいのであります。さつき、法を犯した者に対しても思いやりを持たなければならぬ、そういうお言葉、まあ一般論としては私も大賛成だけれども、その念頭に田中角さんなどを考えているんじゃないか、大変失礼な言い方だが、そういうことを申し上げただけ

私は、自分で大分細かく調べたことがあるのでありますが、明治になってから八十年間に十六回の恩赦が行われている。憲法発布などの三件を除いては、いずれも皇室の慶弔に関連して恩赦が行われたというのが今日までの実績であります。戦後は八回の恩赦が行われている。この中では、皇太子御成婚という恩赦がありましたけれども、それを除くと、あとは全部皇室の慶弔とは関係のない恩赦であります。その中で、これはほとんど全部と言っていいのでありますが、選挙違反を救済する、そういう意図のもとに行われておるわけですから、そういう意図のもとに行われておるわけ

たとえば、一番それで目立ったのを申し上げると、昭和三十一年に国連に加盟したというので、これをお祝いする恩赦が行われたのですが、六万九千六百二十七人が大赦でその恩恵にあずかった。そして、そのうち選挙違反は六万九千五百二十五人。もう一遍繰り返すと、六万九千六百二十七人が恩赦を受けて、そのうち選挙違反で救われたという人が六万九千五百二十五人、そうでないのは百人あるかなしかなのですね。こういう恩赦が繰り返されてきたわけです。私は、かつて佐藤総理大臣のとき、沖繩恩赦というのがあるはずになったので、そのときなど、選挙違反はそれになかった。該当させないかということをするさく質問をしたのでありますが、きわめて言を左右にして答弁しなかった。そしてこの際も、やはり選挙違反を大量に救ったわけです。

私はこの次恩赦が行われるとすると、そういう選挙違反ではなしに、いま問題になっておりますロッキードその他の、そういう人をこれに該当させるということになる懸念がある。そういうことはやるつもりか、やらないつもりか、法務大臣のお考えを聞いておきたいと思います。

○古井國務大臣 いま、大赦とかああいふ恩赦の問題が、目の前にやるかやらぬかという問題があるわけじゃないのでありますから、お尋ねも一般

やはり、そのときはそのときで、恩赦は恩赦で、これは格別にとこうするとかいうようなことではなしに、公正に恩赦はやるならやるべきものだろう、これは当然のことだろうと思うので、いま具体問題があつてのわけでもありません。一般論しかきょうはどうしようもないわけですから、そういう意味で、考え方はそうだが、公正に恩赦はやるならやる、こういうことだ、ということしか申し上げかねると思います。

○西宮委員 確かに、具体的に何か問題がいま目の前にあるわけではありません。ありません。ありませんけれども、

ども、私は、いま元号の問題が大変に議論をされて、あれを法制化しようというので議論をされておるわけけれども、あれなどを見ておると、ずいぶん失礼じゃないか、何かいかにも改元をしければならない問題が、そういう必要性が間近に起ころうとしているのではないか、そういうつもりで議論をしている。まことに私は失礼千万な話だと思ふのですね。しかも、あれを急げ、急げというわけで、元号法を早く通せというので、急げ、急げと言つて、大変に馬力をかけているわけですね。全く私は失礼千万なやり方だと思ふのですよ。

これ以上申し上げません。ひとつそういう点も大臣も含んでおいください。本当に、あんな牛乳なやり方はないと思う。

私は 予想されるとすれば、そういう問題だと思ふのだけれども、現にこれは、これまた読売新聞に出ておったのだけれども、この前の總裁選差違の際に、福田さんの方では、田中さんに対して日中恩赦をやるから、われわれの方に協力をしてくれということを選挙の終盤で申し入れをした。そうしたら田中さんは、そんなできないことらしいことを言うなど言つて、はねつけたということらしいという記事が出ておりました。だから、恩赦がそういうことに取引をされるおそれがあるわけですね。

○沖本委員 予定した内容で、一時間以内に終わるかどうかわりと疑問なのですが、残りしましたら、次の機会をお与えいただきたいことをお願いいたします。

まず、所信表明からお伺いしたいと思うのですが、時間も余りありませんので、お伺いしたい個所をしばってお伺いします。

第二は、犯罪者及び非行少年に対する矯正及び更生保護行政の充実にあります。

犯罪者及び非行少年の改善更生につきましては、地域社会の温かい理解と協力のもとに刑務所、少年院等における施設内処遇を一層充実強化するとともに、保護関係機関を初めとする関係諸機関との連携を緊密にし、その効果を高め、てまいる所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につきましても、その実態につき広く国民の理解を得るとともに、良識ある世論を摂取し、時代の要請にこたへ得る適切な処遇態勢の実現に努力を払つてまいりたいと存じます。

このことなのですけれども、最近少年非行といふことが大きな社会問題で、自殺する少年、これは非行には当たりませんけれども、いろいろな実態がえぐり出されてきている。たえて言いますと、この前も高校生が銀行強盗をやった。理由な

聞いてみると、学校をやめたために銀行強盗をやった。ちょっと突拍子もないことをやる。さういうふうな、このごろの少年の、いわゆる考ええ内容なり、生活やあるいは社会環境、さういうふうなもの、時代とともに、いろいろな文化とともに変わってきているわけです。果たして、それに対応する機構そのものが整っておるのかどう

保護観察等の社会内処遇に關しましては、引き続き保護観察官の活動の活発化を図り、保護司、更生保護会、関係団体との協働態勢を強化し、処遇方法の開発、多様化に努め、処遇効果をさらに高めてまいりたいと考えております。

こういうことなのですけれども、ところが果たして、その觀察業務に当たる方であるとか、保護司の方であるとかという方々の少年に対する考え方、これが時代に即した的確なものをつかんでおるかということに、大きな問題があると思うのですね。

これは数年前ですけれども、私の知り合いの娘さんが、高校生ですけれども、ソフトボールの部のキャプテンだった。ところが怠ける子がおるので、バットでそっと、こう頭を当てたというわけです。それが、結局は殴られたということで警察問題になって、そして試験の最中に観察官の人が、調査官の方が学校へ呼び出しをかけている。全くやり方が非常識なのです。その子供は、もうそれでショックを受けて、再起不能みたいな状態に陥るわけなんです。

そういうふうな物の考え方なり何なりとも
 のが、少年の将来というものに對して、的確な方
 向性をつかんでできるものかどうか。あるいは保
 護司の皆さん方が非常勤であり、それからその地
 域社会の有名人であつて相當の年配者であるとい
 うことになる、相當年配の方の育つた少年時代
 といまの少年の時代とは、もう百八十度、二百度
 違ふわけですね。そういう者が果たして的確につ
 かんでおるかどうか、ここに一番大きな問題が
 かかつてきておる。より非行を増大するような發
 言なりあるいは内容のものが介在しないかどうか
 ということが、非常に不安だということなんで
 す。

また最近は、もうお父さん、お母さんでも、子育てということに対して非常な神経を使っている。子供にどういう物の言い方をしたらいいか、どういう態度で接していったらいいかということ

なんですね。いまはもう社会全体が、このことに大きな関心を寄せておられるところなんですけれども、では、そういうものを大臣の所信表明の中からうかがい取ると、法務省の方としては、どういう形でこの時代に即した、こういうものに対する体制を整えようというふうな考え方があるのかというところは、非常に疑問があるわけなんです。その点について、お答えいただきたいと思ひます。

○古井国務大臣 問題は、非常にこれはむずかしい大きな問題だと思つておるのであります。保護司とか保護観察に当たる人とか、そういう人々が努力することは無論でありますけれども、社会全体の風潮というものが大きく影響しておることは申すまでもないのであります。若い、将来を背負う人だからこそ問題は大きいのですけれども、しかしながら、そういう人々のみならず年とった人間にも、社会全体をながめて、きょうはこのままでよいだろうかという問題はあつたと思つております。時代の一つの風潮のようなものがあるように思ふのであります。この考え方とか目覚めとかいうか、考え方を要するとか目覚めるといふか、これは時代の非常に大きな問題だと私は思ふのです。

なぜこうなつてきたのかですね。人によつて、いろいろ見方はあると思ふのですけれども、戦後の三十数年間の推移を考えてみても、本当にこれはほとんど物質万能というか、物質しかわからないような風潮も非常に強くなつてきたですね、物質がすべてのような。それから、自分のことしか考えないエゴイズムというか、他人や社会や民族や世界や、そんなことは頭に入らない、こういうのが一つの風潮のように私は思ふのです。それから、倫理というものが影をひそめて、目的のために何をやってもいいという、手段を選ばず式のことを行われる。正しいこと、よこしまなこと、そういう昔の言葉で言えば正邪曲直、理非善惡というような考え方は薄れてしまつておるのじゃないか。つまり、倫理というものが薄れておるのじゃないか。そういうふうなことが共通的に

社会にきよある。これが全体として変わつてくるといふことをどうしたいかという問題にぶつかつておるのではないかと、私は思ふのであります。

それには、将来ある人間だから、若い人のことは心配で特に憂えるのでありますけれども、やはり先に立つ人から変えていくことをやらないと直らぬと私は思ふのです。だから、子供にやかましく言うなら親が自分を直せ。物を言わぬでも、目で見せれば子供がよくなる。福沢先生のお言葉のように、徳教は目から入つて耳から入らず、口で分がみ言つてもだめだ、黙つておつてやつてみせることだ。生徒に対して心配なら、教師が自分はどうするか、これをやるべきだ。国民に物を言うなら、政治家がまずみずから姿を考へてみる。そういう式に、いわば指導的な立場におる人から先に立つてこの風潮を改めていくことをしなければいかぬじゃないかと、私は個人的に思つております。

ですから、少年の問題は、少年だけの問題と私は思ふのです。また、これをどうよくするかという問題も、少年にのみがみ言ふだけじゃだめだといふことは思ふのです。自分からして、みんな直していつてみせる、そういうことでなければならぬ。それを始めるべき時期にいま来ているのじゃないか、いろんな起る現象を見てみると、そこに来ているのじゃないか、こういう気持ちがいよいよします。担当して諸君の持つておられますものは、それなりに努力することは無論でありますけれども、大きな問題として考へていかなければならぬのじゃないか。私はそういうふうに、それす意味じゃありませんけれども、思ふのであります。

○沖本委員 大臣が所見をいろいろお述べになつたわけですが、大臣、フィーバーとかデスコとか何か御存じですか、フィーバーとかデスコとか。ちよつとお互いに理解しにくいような年齢に來ているのです。ですから、私たち、私も含めてですけれども、もう小さい子の文化に対する感覚

とか、そういうものから、われわれが離れてしまつておる。それは、こゝでこういうことを議論する私たちだけでなくて、保護司や観察官の方々の頭の中にもあると思ふのです。ですから、お互いのお父さん、お母さんの議論や、テレビやニュースの中でいろいろ出てくる内容についても、親が子供にどう接するかということが最大の議論になつたり、あるいは求められる教師像とは何ぞやといふことが、大きな社会的な議論になつておるわけですね。

そうすると、求められる観察官とか、求められる保護司といふのはどういふものなのかといふことが必要になつてくるわけですね。ところが、ただ保護司さんなら保護司さんが、選挙という形はとつておるけれども、旧態依然として古い方が保護司になつていたら、そこから何の進展もない。役割りは果たしていかない、こういうことになるわけですね。要求されるものは、次代を担うのは若い人たちなんです。若い人にその財産を残してあげなければいけないのです。将来、日本の国を背負うための人柄をつくつていかなければならぬ。

そういう大きな責任があるということになりますと、そこで一番問題になるのは、非行少年であり何であるといふことよりも、まず現在の青少年そのものをわれわれが理解しなければ、どうにもならないといふことになるわけですね。ですから、大臣もひとつゴーゴードダンスの場所へ行つてみて、どういふものかといふものを見てもらへたら、体験してこれらることが大事だと思ふのです。

そういう衝に当たる方々も、実際のそういう現代の少年の生活実態といふものをみずから行つて見てきて、その中からいろいろ考へていくといふことでなければ、法律とか、こういうふうな条文の活字だけで問題が解決できるとは絶対考へられないといふことになつてきますと、こゝしも依然として非行少年の問題を取り上げておつしやうてはおるけれども、では去年とこしとどう変わつ

ているか、五年前、十年前と少年対策はどう変わつてきているかといふことが、変わり目というものがわかりませんし、上がつてくる効果というものがわかつてこないといふことになるわけですから、その辺を十分御検討していただきませんか、どうにもならない問題で、ただ上滑りだけで終わつてしまふといふことになることを非常に恐れるわけですね。

ですから、非常に広い問題を申し上げたわけですが、それでも、ではどうしたいかと言つて、やはりその衝に当たる人が真剣に問題に取り組んでいって、それぞれの責任を果たしていく以外に方法はないわけですから、そのところをひとつ大臣、お考えになつていただきたいと思ふのです。いかがですか。

○古井国務大臣 先ほども申しましたように、導く立場の人がまずみずから行つてみせることが、私は一番大切だと思ふのです。自分が行わずにおつて、やれやれといふようなことばかり言つておつたのではだめです。間違つておるのは、すべてそこだと私は思ふのです。教師は生徒にだけはやかましく言うが、自分は何して、こゝが問題になつてくると思ふのです。ですから、そういう立場におる人は格別考へなければならぬ責任があると思ふのです。

あなたがおつしやうたように、若い者がきょうどうしておるか、まあ連れていつていただければ喜んで見に行きますが、行かぬでもわかる、おおよそのことは心でわかる。見て回つたからといって、わからぬ者はわかりはしない、そういうものです。しかし、機会があつたらお願いいたします。連れていつて見せてください。けれども、町を歩いてみようと、小さい子供に頼んであれしてみようが、その気でおれば、わかることはわかります。しかし、教えていただきたいと思ひます。

○沖本委員 まあ、テレビなり何なりごらんになつておれば、フィーバーとかデスコとかいふようなのは大体おわかりになつていくと思ひますから、時たま、チャンネルを変えないで、若い人の

チャンネルをこちらになつてお暇があれば、
そういうことも一つの理解を深める問題ではない
かと思うのですけれども、それなりに現代の青少年
に即した対策を具体的に立てていくというこ
とが大事だと思ひますので、そういう点、御担当
の御に当たつた方々、あるいは保護司であるとか更
生保護会であるとか関係諸団体にも、特にこの点
はよく御検討していただいて、そういう面の改革
を圖つていただかないと、これはもう無用の長物
になつてしまつて、逆効果を起こすおそれがある
と思ひますので、その点はよろしく願ひしたい
と思ひます。

余りそればかり議論できませんので、次に移り
ます。さらに大臣は、

法務省といつたしましては、国民の間に広く人
権尊重の思想を普及させるため、各種の広報手
段によるほか、具体的な人権相談や、人権侵犯
事件の調査、処理等を通じて、常に啓発活動を行
つていくところであり、いわゆる差別事
象の根絶についても、関係各省庁等と緊密な連
携をとりながら積極的な啓発活動を行つてまい
りたいと思ひます。また、今後とも人権擁護委
員制度の充実を図り、国民の間に正しい人権思
想が普及徹底するよう一層努力をする所存であ
ります。

こういうことをお述べになつていくわけです。

それで、部落解放同盟でも問題にしている地名
総鑑、いま報告を伺いますと、こういう差別圖書
が減らないで依然としてほとんどふえてきてお
る、そういうふうな報告もいろいろあるわけで、
まず、そういうものに対する法務省としての対策
なり何なりということなんですけれども、これは
言い過ぎかも知れませんが、日本を大別し
て、岐阜県くらいから東の人と西の人では、同
和という問題に対するお考えが大分違つたので
す。同和問題を全然御存じのない方もたくさんい
らっしゃるわけです。ですから、何事だということ
も起り得るわけです。その辺の実態というものを
よく御検討いただいて、実態に即した、人権差別

のないような行政をやつていただきたい、こうい
うふうに考えます。

また、人権問題を御担当になる法務局等につ
きましても、これは人権を侵されたという内容の
ものを訴えるわけですから、その訴えを受理して
そして調査なり何なりというものが十分行えるよ
うな、入りやすい窓口、飛び込みやすい窓口、ま
た訴えやすいような窓口というものにも変わつて
いただかなければならぬわけです。ところが、
入つていくと、いかめしい方がいて、あつちへ回
され、こつちへ回され、なかなか述べにくい、あ
るいは、もうそういうことがいやだということ
で逃げる人もおられるわけですから、そういうこ
も、これから十分明るいものに変えていただかな
ければならぬのじゃないかと考えるわけです。

ですから、裁判所の方も、簡裁においても駆け
込みが十分行えるような内容に充実していただか
なければならぬと同時に、法務局等においても
も、人権問題でいろいろな問題が起つた場合
に、そこへ行けば何でも訴えられる、そこでい
ろいろとアドバイスも受けられるし、問題が問題で
あれば処理してもらえ、取り上げてもらえ、と
いうふうな内容に整えていただかなければならぬ
と、もし人権侵害内容があると思へば、これは
徹底的に調査して解決していただく方向に動い
ていただく、こういうことでなければならぬとい
うことを考えていただければ、この点についてい
かがですか。

○古井国務大臣 この人権問題は、同和問題とか
あつた具体的な問題だけではなくて、基本的
に、われわれの社会で人権というものがどんなに
大切な、重要であるかということの認識が、私に
言わせれば、少し足らぬように思つてゐるので
す。

もともと、こういう民主社会が発展したのは人
権宣言からです。人権というものの尊重、そこか
ら始まつたわけだと私は思ふのです。けれども、
ほかの方の原則で無視されるような場合が、わり
あい軽々しく無視される場合が多いような気がし

てならぬのです。憲法に書いてあるだけじゃなし
に、歴史的に言つても、これが一番基本だと私は
思ふのです。そこで、同和部落の問題が具体的に
関係してくるわけでありまして、私は、根本のと
ころに、その認識がまだ少々足らぬという不満
が実はあるのです。しかし、それはそれといつたし
まして、人権という問題は、すべての国会の活動
でもよく考えていただく、審議活動でも考えてい
ただかなければいかぬと思ふことがあるのです。

それはそれといつたしまして、具体的問題は具体
の問題として、御承知のようにいろいろあり
ます。いまの同和問題などについても、地名総鑑
が次から次と出てくる。いかに商売だからといつ
ても、もうけになれば何でもあつたものを出
す。八種類か九種類が出てくるというような話で
す。そういう具体的な問題は、具体的問題として
考えていくというしかないと思ふのであります。け
れども、お気づきの点があつたら、われわれの方
にもどんどん注意して、教えていただきたいと思
ひます。

○沖本委員 所信表明の中にも、啓発とか宣伝と
か、そういう点を十分徹底していくということ
をお述べになつておられるわけです。

そこで、同和对策特別措置法も三年延長とい
うことが決まつたわけですから、この法律がで
きた四十四年には、物と心と両方の面を十年間
で完全に解決するといふことが基本になつてス
タートしたわけですが、それがごとしの三月い
つぱいで切れてしまつたということ、昨年延長とい
うことになつたわけですから、その三年の間に
実態を十分に調査して、さらに延長すべきもの
があるかどうか、どの程度徹底できたか、ある
いは物の面でも対策が十分行われたかどうかとい
う点を検討していただくということなのではな
い、また今年それをひっくり返して見れば、三年
間で、残つてゐる内容のものを全部やつてしま
うということに当たることにもなりかねない内容
を持つておられるわけです。
そういうことになりましますから、いわゆる差別問

題につきましても、特別措置法の内容につきまし
ても、三年間で、法務行政の中で受け持たれる分
野を徹底して解決の方向あるいは問題がなくなる
方向に向かつて、十分やつていただかなければな
らないわけで、また要求する側でも、三年間とい
うものをめどとしながら政府なり各行政機関に要
求していきましますから、そういう点もひとつお考
えの中に入れていただいて、これからの行政に対処
していただきたい、こう考えるわけですから、い
かがですか。

○古井国務大臣 お説全くそのとおりに思ひます
が、あなたも同和部落や同和問題はよく御承知だ
らうと思ふのですが、私はよく知つておるつもり
でおるのです。一緒に暮らしたり歩いてたりで、幾
らも知つておりますよ。歩いてみても、見た目で
は、物質的には、同和对策として施策が相当発展
しましたよ。御承知のように、本当に十年前とは
まるで変わったぐらいによくなつてゐるところが
相当多いですね。

だからといつて、全部済んだのじゃないから、
そういう方面も足るか足らぬか、これからの期間
によく検討してみても、足らなければまた延ばして
いくことを考えなければいかぬらうと思ひます
が、われわれの関係します法務省関係の方は、三
年や四年でピリオド、そういうやさしい話とは私
は思つてゐないのです。考え方、精神的な方面に
おいてもこの問題が解決されないと、どうにも本
当の解決になりません。

これは時代が大分変わつてきました。このご
ろの小学校の生徒やあるいは高等学校程度は、昔
の年とつた人間とだんだん考えが変つてしまつた
よ。時代というものは恐ろしいものです。そういう
時代の変化も見ながら、物質的なのみならず、本
当に同和問題の差別が消えてしまふ、そういうこ
ろを目掛けて努力していくべきものだろうと私は
思つております。

○沖本委員 大臣は鳥取の方ですから、よく御存
じでしょうが、進んだところと、おくれてゐるこ
ろとの格差ができてゐるのです。全然ないと

ころに、案外問題があったりということがありますので、大臣がおっしゃったとおり、物の面で進んでいるということが目につくところもあると思うのですけれども、そうでないところも、まだこれから出てくるところもある、こういうことになります。

大臣がおっしゃったとおり、全く同感で、物の面はある程度のことをやっていけば解決できるものもあるわけですが、心の面という問題になつてくると、これは一朝一夕に片づく問題ではなく、なかなかむずかしいということが含まれておりますから、お願いしなければいけないわけですが、さりとて、これはなかなか解決できないものじやないといふことになるわけで、永久に解決できないといふことになるわけですから、その点も十分御考慮していただいて、今後の対策を立てていただきたいと思ひます。

所信表明はそれぐらいにいたしまして、あと法案の方に入りたいと思います。

裁判所職員の増員についてですけれども、今度四名の増ということになるわけですが、四名増員の内容について、簡単にお話したいだきたいと思えます。

○大西最高裁判所長官代理者の四名増という趣旨は、ちょっと理解しかねたわけでございますが、今回の増員は、裁判官が判事でございますして合計五名、それからその他裁判官以外の裁判所職員が十二名、合計十七名ということでございまして、その内訳といたしましてはお手元に差し上げてございます法律関係資料の第十五ページのところがございますように、裁判官につきましては特殊損害賠償事件、差止訴訟事件、新東京国際空港関係事件の処理等に必要なる人員ということでございますし、一般の職員といたしましては、書記官が八名、事務官が四名でございますが、ただいま申しました裁判官の増員理由と同じような事件の処理のため、その他調停事件、交通事件等の処理に必要な人員ということで、増員をお願いしている次第でございます。

○沖本委員 今度の増員は、主として地方裁判所における特殊損害賠償事件、差止訴訟事件及び新東京国際空港関係事件の迅速な処理を図るために判事の増員を図った、こういうことになっているわけですが、けれども、素人考えでは、特殊損害賠償事件とか差止訴訟とかというのはなかなかわかりにくいのです。これは活字になるわけですから、一応国民の皆さんが読んでみて、ああそうかとわかるような御説明をしていただきたいと思うのです。

○大西最高裁判所長官代理者　まず、特殊損害賠償事件というものがどういうものかということから、ごく簡単に御説明申し上げますと、二十五ペーじに事件数の表が出ておりますが、その内訳として「公害」と「その他」というふうに分けておるわけでございます。

この特殊損害賠償事件と申しますのは、公害によつて損害を受けた場合——公害と申しますのは大気の汚染でございましてか水質の汚濁でございましてか日照、騒音、そういうようなものがございしますが、そういうものに基づく損害賠償。その他という中には医療過誤、薬品に基づく損害、労働災害、欠陥自動車といったような、いろいろなものを含んでございますが、そういうものによつて受けた損害の賠償を求める事件ということでございします。

差止訴訟というものでございますが、この差止訴訟につきましては、次の二十六ページに事件数が出てございます。これは内訳は特に書いてございませんが、特殊損害賠償事件のところの公害と云うものの、損害賠償の方は公害によって損害を受けた場合に、事後的にその損害賠償を求める訴訟でございますが、差止訴訟は、その公害の原因たる行為がなくなるように、あらかじめ差し止めを求める、そういう種類の訴訟ということに相なるわけでございます。

○沖本委員 それがいろいろなところから訴訟が起こってくるわけですね。刑事事件の訴訟もあるでしょうし、民事の損害賠償ということもあると

「思いますけれども、そこで新聞を読んでみますと、

専門用語がボンボン飛び出して、科学論争が展開される光景はもはや珍しくなくなった。そして「水俣の原因は水銀か」「イタイイタイ病の元凶は、カドミウムか」「スモン病の原因はキノホルムかそれともウイルスカ」「原子力発電所は果たして安全か」……など裁判の主要な争点が科学的、専門的な問題という訴訟も少なくない。こうした専門分野には裁く裁判官も素人なら、弁護士もまた門外漢。自分で文献を集めて知識を得たり、専門の学者を呼んで講習会を開いたり、被害者の経験を調査検討するなど「公害、薬害事件を担当している弁護士に苦勞話は絶えない」

これは、日弁連の公害対策委員長がお話しになっているわけです。また

民事訴訟の中心はあくまでも損害賠償事件。この損害賠償で基本ともいふべき金銭賠償の原則がくずれ始めたのは四十四年末に大阪空港の騒音に悩む住民が国を相手に金銭賠償とは別に、同空港への夜間発着の禁止を求める訴訟を起こしてから。同訴訟をきっかけにそれまでの四大公害裁判などのように金銭賠償を求める訴訟から一歩進んで、北電伊達火力発電所建設差止め、近鉄藤井寺球場のナイター用改装工事差止め、四国電力伊方原発の建設差止めなどの「差止め訴訟」が相次いだ。

こうして大きな民事裁判の主流は公害訴訟を
中心に環境権を前面に掲げ、「被害が発生して
から損害の賠償を求めても元の健康な身体や住
み良い環境は戻ってこない」として、訴えの内
容も公害の発生を未然に予測して公害発生源の
施設そのものの禁止を求める「予防訴訟」「差
し止め訴訟」へと移りつつある
ということだ、

大雨で堤防が決壊して家が流されても、子供が道路の穴につまずいて大ケガをしても、昔ながら「お天道様のせいだから仕方がない」「運が

悪かった」とあきらめていたのが、「国や市の管理が悪い」と損害賠償を求め、何でもかんでも裁判に持ち込む風潮の中で、裁判に持ち込むことそれ自体に、アドバランシー的な効果をもたらしたときかわれないケースも出てきている。

こういうふうな内容、これはそちらがおっしゃるようなことを、時間の点でこっちで勝手に読み上げてみたわけです。

そこで、五人増員なきつて、全国でどういう形で五人の方が担当していらつしやうて、何か起きたら、そこへ飛んでいかれるのか、あるいはいらつしやうところへ事件を呼んでくるのか、そういう具体的なことがわからないわけなんです。

それからまた、いまからそういうことを養成して専門的におつくりになるのか、すでに勉強してでき上がった方が五人いらっちゃって、それをそこへ充足するのか、そういう点も内容がわかかってないわけです。

○大西最高裁判所長官代理者 たいだいま 沖本委員
御指摘になりましたように、差止訴訟、有名な訴訟をとってみましても、単に一カ所に起こっているわけではございませんで、各地方裁判所、高等裁判所にも一部控訴してまいっておりますが、いろいろな裁判所に起きてきておるわけがございます。現在、それぞれの裁判所において事件の処理に一生懸命になっておるわけがございます。

今度の五名の増員は、ある特定の裁判所に、その人員をすぐに増ということでもございません。もちろん具体的には、その増員になりました裁判官が、まだ決まっておりませんが、どこかの裁判官が、まだ決まっておりますが、裁判所全体として所へ行くわけでございますが、裁判所全体としての差止訴訟の審理の充実強化を図る、適正、迅速な裁判が行われるようにするという意味で増員したわけでございます。したがって、この五名増員の裁判官について差止訴訟についての特別教育を施して、どこかの裁判所へ持っていくって、そのこの裁判所で集中してこの事件をやる、そういう意味合いのものでございませぬ。

各裁判所におきましては、いま仰せになりましたように、差止訴訟事件につきましては特に科学的な知識等も必要でございますし、なかなかむずかしい事件でございますので、これは今度新たに増員になりました裁判官というだけではございませんで、各裁判所でこの差止訴訟、特殊損害賠償事件等の事件を担当しております裁判官は、それぞれ参考資料等をも十分に勉強しておられますし、最高裁判所、高等裁判所等で協議会とか研究会というようなものを設けてまして、そういう知識を裁判官が保有できるような機会も設けておりまして、現在事件を担当しております裁判官が、それぞれに、その事件の処理に必要な科学的知識等の修得は怠らないようにやっておる、そういうことに相なるわけでございます。

ちよつと御説明が十分におわかりいただけたかどうかかわかりませんが、一応そういう形になっておるわけでございます。

○沖本委員 では、現状その五人の増員で間に合うのか、予算の関係でとりあえず五人だけふやしておくと、これは地裁ですから、判決が気に入らないということ、今度は高裁なり最高裁なりに持ってきたときに、そこでは御専門の方は御必要ないのかどうかという点も疑問なんです。

○大西最高裁判所長官代理者 この五名の裁判官は、一応それぞれいろいろな事件の処理ということで予算の概算要求をいたしまして、合計五名というところでございしますが、その内訳といたしましては、十五ページにございしますように、特殊損害賠償事件の処理で二名、差止訴訟事件の処理で一名、いわゆる成田事件の処理で二名、こういうことで五名ということになっておるわけでございまして、これで十分かというふうにおっしゃられますと、理想的な形を描きます限りでは、これで十分で、もう必要はない、そういう意味のものではございませぬ。

ただ、沖本委員かねてから御承知のように、裁判官については給源の問題もございまして、最近

しばらくの間は、判事は、増員いただきましても実際なかなか充員ができないというようなこととございまして、昨年までは判事補で増員をお願いしておたわけでございしますが、今年におきましては、判事の充員も可能であるということで、判事五名の増員という結果になったわけでございします。

そういうことで、この五名で十分足りるというわけではございせんが、現状におきましては、五人を増員するというによりまして、これらの事件の処理について、いまよりは一層迅速な裁判が図られるようになるだろう、そういう意味合いのものでございします。

○沖本委員 後でも時間があつたらお聞きしたいとは思っておりますけれども、そのことよりも、大平総理大臣がおっしゃった安上がり政府ということに縛られてしまひまして、その辺で思うようにちつとも人をふやすことができない、むしろ、ほかの方では減員が起つておるわけですね。

そこで、これは「ジュリスト」の「迅速な裁判」と裁判の適正、こういうところに出ておるのですけれども、

臨時司法制度調査会の意見書は、負担を軽減して審理期間を半分に減らすためには、五七〇名でしたか、裁判官の増員が必要であると言つていた。ところが、それから一年になりましたようか、ふえてゐるのは百数十名でしょう。しかも、二五六名の裁判官不在庁がありながら、欠員が慢性化しているという状況では、裁判官不足は明らかな事実なのです。

民事事件、労働事件などで、半年に一回ぐらしか証人尋問が行われないというようなところもあり、権利救済が実際上非常に遅れてゐる。それこそ遅過ぎた裁判です。しかし一方、たとえば交通事故などでは三〇分刻み、一時間刻みというような形で審理を全部終結してゐる。その中で果たして自分の言いたいことを聞いてくれているのだろうか、これで公正な裁判

が期待できるかという、どちらかと言うならば、「迅速過ぎる裁判」に危惧を感ずるといったような面もあります。

これは飛び飛びに申し上げておるわけですが、

現在の状況を考えるとき裁判官不足という事実を無視できない。

実際には五〇％以上の事件が三ヶ月以内に処理されているわけです。一年以内で終わる事件というのは九五％前後でしょうか。そして通常の事件は三、四回の開廷日数で判決になっていきます。

こういうことです。いまおっしゃったのは弁護士の中田さんです。

むしろ最初からたくさん審理期間が必要になることがわかつてゐる事件を月に一回しかやらないというところの方が問題ではないか。たとえば証人が一〇〇人いる事件を一ヶ月に一回しか開廷しないというやり方自体に問題があるのではないかとこのように考えています。

これは押谷さんという方がおっしゃっているわけです。もとへ戻りますけれども、集中審理という点から、

現在の裁判官の陣容では、一ヶ月に一、二回しか二ヶ月に一ぺんとかいうように、「月賦方式」で事件をまわすほかにないわけですね。そこで、このペースでいいのだと現状維持の説明をされることになる。

連続開廷をして、集中的に一日なり二日なりフルに使うということになると、いまの裁判官の数ではとてもやっていけないと思ひます。も

っとたくさん裁判官が必要でしょう。たとえばドイツあたりで集中的にできるのは、裁判官が一人もいるからです。その意味で、「迅速な裁判」の問題は、先ほど中田さんから御指摘のあった、裁判官の数が不足しているのかという根本問題につながつていく、

こういう点ですけれども、その反論として、裁判官をうんとふやすと、法廷の数もうんとふやさな

ければならぬし、検察官もまた倍になっていかなければならぬ、こういう連鎖的な問題があるということも考えられるわけですが、こういふ月賦方式とか——迅速な裁判ということをかねてからうたつていらつしやるわけですが、いま申し上げたような点について、実際には、どういふふうにお考えになつて、これからの対応をしていかれようとお考えなんですか。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判官の不足の問題は、かねてから各方面でそういう御意見がございまして、ただいまお読み上げになりました臨時司法制度調査会の意見書の中にも、裁判官の増員についての意見が出ておるわけでございします。もつとも、この臨時司法制度調査会の意見書は、すぐに増員をということではございせんが、たとえば手続の合理化でございしますとか、裁判所の事務処理体制の合理化というものを図つた上での増員ということを言つておるわけでございします。

それでその当時、審理期間の半減、それから合議率の倍増というようなことをするために、いまお話がございましたような人員が必要だといふふうな意見も出ておるわけでございしますが、その臨時意見以後現在まで、それではどれだけ増員になつたかと申しますと、裁判官だけにつきましては、約二百名の増員になっておるわけでございまして、必ずしも、先ほど来申し上げておりますように理想形ということとは言えないにいたしまして、それはそれなりの成果があり、裁判所の方も、そういう意味で努力を続けてきておるわけでございします。

それでは、現在の人員でどうなるかということにも相なるわけでございしますが、事件の方が質量ともに変動いたします関係で、どれだけあればいいのかということは必ずしも言えない面はございしますが、それだけの増員がございまして、事件数で言いますと、たとえば四十九年ごろまで数年間、事件が全体として少し減つてきておりまして、その後事件がふえておるといふ傾向がございします。一方、訴訟の審理期間を見ますと、十数年

前に比べますと大分長期化しておりますが、ここ数年を見ますと、ずっと審理期間は短くなりまして、速くなってきておるといふような傾向でございます。

いろいろな事情を考え合わせてみますと、裁判官が現在のままで十分かと言われると、胸を張って十分だといふに必ずしも申し上げにくい面はございますが、だからといって、裁判官を増員したから、いまお読み上げになりましたようないろいろな問題が解決するかと申しますと、必ずしもそういうわけではございませんで、今度の定員法の中にも出てきております特殊損害賠償事件とか差止訴訟事件というような事件がございますが、これは最近の社会情勢、経済情勢を背景として出てきた問題でございます。当事者の利害の対立も非常に大きくなってきております。多くの争点を掲げまして、その争点については絶対争うという当事者の態度なんかもあるわけでございます。

そういうようなことをいろいろ考え合わせますと、裁判官の増員ももちろん必要であるかもしれないが、それ以外のいろいろな解決しなければいけない問題があるわけでございます。裁判所といたしましては、そういう方面にも鋭意努力をしまいたい、こういうふうにご考えておるわけでございます。

○沖本委員 事件が多過ぎるので、処理の仕方として下級裁判所におろしていくという議論もあるわけですが。

だから、いわゆる公正な裁判を求める国民の側からすれば、十分の裁判官がいてほしい、そして十分審理をしていただき、検討していただきたい、公正な裁判を求めるのが国民の要望なんです。それは本音から言うと、もっと欲しいのだけれども、現状ではやむを得ぬから、結論すると、いまのままでがまんしてやっているとのお答えになると思うのです。

たどて言うなら、さっきのように、三十分とか一時間上げていっている。実際、私も高等裁

判所に行ってみましたけれども、とにかく行列して並んでおって、自分の順番を待って、ところてんみたいにつばすつば出ていくわけですね。だから、あれで果たして裁判なのかどうなのかということが全く疑わしい状態なんです。交通事業が結局はまるで金で左右されているようなことで、本当に問題を起すてはいかぬのだというふうな、国民的な物の考え方というものはだんだん離れていっていることになってきます。ですから、道交法がぎゅっときつくなると、世間全般がうろたえなければならぬというふうなことも起こってくるわけです。法律を守ることが大事なこともなんだというよりも、法律を犯すようなことが通用しておったというのが道交法の内容なんですから、その辺も、交通裁判のあり方そのものも検討していただく必要があるのじゃないかというふうにご考えられるわけですから、この点も十分お考えいただきたいと思うのです。

ですから、国民の正確さを求める問題に対しては、やはり充足していただくという方向で検討していただき、人員増加なり予算なりというものは、要求が通るまでやっていただくという形です。それ、同じようなことになりませんか、裁判所の事務官が八名減員しておるといふことについては、政府の定員削減に協力する趣旨で減員していただくことなんです。これは後の方を減員してみますと、検討すればまだまだ減員することができるといふことなんですけれども、果たして減員すること自体がほかの人にしわ寄せがいくのかいかにないのかという点にもなります。支障が起きないのですか、どうですかという点になります。それから、頭から政府が、安上がり政府だといふことに裁判所も協力していただきますというところから、三権分立の司法権の独立というところからほど遠いような物の考え方みたいになんか私には考えられないです。

それで、速記官そのものもずっと足りないままなんです。これは、昭和四十六年に私が同じこと

を聞いていることがあるのです。時の矢口人事局長もいろいろ弁解していらしたわけですが、けれども、何分、速記官というのは、キーパンチャーみたいな頭のなかで話を聞きながら数字で打ち込んでいかなければならぬ。なかなか技術が要るもので、エリートというふうなものを採るというのではなくて、そういう技術の熟練する人が必要なんです。なり手がなくて困っているんだということなんですけれども、その時分からいいますと、この点は変わってないわけなんです。

そういうことですから、また裁判官の休んでいらっしゃる方々とか、あるいは速記官の休職している方々の問題もあるわけですが、裁判官はとにかくとして、速記官の休職や事務官の休職の状況はどういうことなんでしょう。

○大西最高裁判所長官代理者 問題点が幾つかにわたっておりますが、前の方の部分について、私から申し上げたいと存じます。

裁判官の増員につきましては、先ほど来申し上げておりますように、充員の関係があるわけでございます。最近、裁判官の充員も非常にできてまいっております。だんだんと増員ができていく状況にも立ち至っております。裁判所といたしましては、今後とも増員については努力を続けるつもりでございます。

交通事件の処理のことをちょっとその際お触れになりましたが、裁判所は、それその事件について、十分当事者の主張、立証を聞かなければいけないというのにはまことにそのとおりでございます。裁判所もその点については十分留意をしておるはずでございますが、ただ、交通事件等は全国で何十万、何百万件もあるわけでございますが、それその犯罪が非常に定型的でございます。基本的には十分主張、立証を聞かなければいけないというところは、やはりその審理方法にも差がある種類に応じて、やはりその審理方法にも差があるという点にもなるわけでございます。そこら辺のところはひとつ御理解をいただきたい、国民の皆さんにも御理解をいただきたいと思うわけ

でございます。

それから、一般の事務官の三十一名の削減の問題でございますが、支障がないかどうかという問題にお触れになりましたが、裁判所は政府の閣議決定に拘束されるわけではございませんが、裁判所も、裁判事務をやっておりますところではございますが、その裁判事務がスムーズに行われるための司法行政事務というのが一方あるわけでございます。司法行政事務は、しさいに考えますと、一般の行政事務と類似した面も一部においてはあります。閣議決定に拘束されるわけではございませんが、そういう意味では、行政部門においては御協力するのが筋であろうということ、かねてから御協力をしてまいっておるわけでございます。

それで、家庭裁判所、簡易裁判所等では、支部では地方裁判所の支部と同じところにあるところもございます。簡易裁判所で大きな地方裁判所とくっついた簡易裁判所等もございまして、そういうところにおきましては、行政事務をそれぞれ融通し合って、一括して行うというようなこともできるわけでございます。その他いろいろの事務の合理化等もできるという部門でございます。この削減によって裁判所の行政事務に大きな影響を及ぼすことはないというふうに、私どもとしては考えておるわけでございます。

以上、そこまで私からお答えを申し上げます。○勝見最高裁判所長官代理者 速記官の養成の問題でございますが、沖本委員から何回かにわたって御質問があった点でございます。

なり手がいないのではないかと御指摘でございますが、四十九年までは内部採用を原則としておりましたが、内部からはなかなか適格者が得られないということで、五十年からは外部採用に踏み切っております。裁判所の場合には、裁判所独自の裁判所職員初級試験を行っております。現在、約二十五倍程度の応募人員がございまして、それから欠員の問題でございますが、詳しく申

とし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十八分散会

し上げればよろしいかと存じますが、裁判所の速記官の養成が非常にむずかしいということを繰り返し申し上げておりますが、おいおい欠員の補充を行っておりまして、五十年度和五十三年度を比べますと、欠員状況が五十名ほど解消しているというふうに御理解いただきたいと思ひます。

それから休職者の実態でございますが、御承知かと存じますが、裁判官につきましては休職という制度がございません。五十三年の十月一日現在で、一カ月以上長期病休で休んでいる裁判官は合計七名でございます。それから裁判官以外の職員につきましては、御承知のように、休職は休職という発令がございますが、毎年五十ないし七十名程度の休職の発令がございます。全国で常時四十ないし五十名程度の休職者がございます。昨年の十二月末現在では、速記官には休職者はございません。

それから、加えて申し上げさせていただきますと、これらの一般職員の休職は、いずれも病氣——私疾病、公務災害以外の病氣等によるものでございます。公務災害に基づく疾病等を理由とする休職の発令は、現在のところございません。

○沖本委員 減員という点は、聞いていまして、どうもこれくらいは政府につき合っておかぬと後々都合が悪いから、この辺だけちょっとかっこうよくつき合っておこう、そういうふうな感じに受け取れるのですが、それはともかくとして、休職にいたしましたも疾病の問題にいたしましたも、勤務の内容そのものにしまして、下へ下へしわ寄せがいかぬようにお考えをいただかぬと、名もなき人が一番しわ寄せを食っているところのことであつては、人権を一番重んずるところが、一番人権が軽んじられているということになつたらいかぬわけですから、その辺はひとつ十分お考えになっていただきたいと思うのです。

まだ言いたいことはたくさんありますけれども、きょうはこれくらいにさせていただきます。

○佐藤委員長 次回は、来る三月二日金曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会すること

